相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市南区桃山台一丁三番、最後の住所大阪府堺市堺区中安井町一丁四番一〇―八〇六号　被相続人　亡　片山　勝壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区二宮町四丁目八番、最後の住所兵庫県芦屋市大東町四番一二―二〇二号　被相続人　亡　坪田　辰文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　津田　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市西浜一三四七番地、最後の住所奈良県宇陀市榛原笠間二五四〇番地　被相続人　亡　辻本　公彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

奈良県大和高田市大中一〇六番地の二経済会館四〇二号　あかむね法律事務所

相続財産管理人　弁護士　赤宗　桂一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広本町二丁目一〇六七六番地、最後の住所岡山県浅口市寄島町一五三二一番地　被相続人　亡　藤井　光惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

事務所岡山県倉敷市船穂町船穂一四〇九―一

相続財産管理人　司法書士　小野　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区東観音町八番、最後の住所広島市西区東観音町八番一三号　被相続人　亡　原　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

広島県庄原市西本町四丁目二〇番一七号バルナシュＢ二階

相続財産管理人　司法書士　飯田　一生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県吉敷郡阿知須町三八二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂野ヨシノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

山口県宇部市常盤町一丁目六番三六号カワサキビル二Ｆ

相続財産管理人　弁護士　齋藤　隆弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市井ノ口乙二二五八番地、最後の住所高知県安芸市井ノ口乙三四八九番地　被相続人　亡　井上　幸澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月三十一日

事務所高知県安芸市矢ノ丸二丁目一〇番二三号　相続財産管理人　本田　修二

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地の整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年三月三十一日

一、墳墓等所在地　㈠山口県山口市秋穂東六五三四番　㈡山口県山口市秋穂東字上畠田六四八九番

一、墳墓等の名称　㈠遍明院境内墓地　㈡秋穂東字上畠田六四八九番の墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　山口県山口市秋穂東六五三四番　宗教法人遍明院住職　奥田　智俊

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第一〇三条第一項の規定による東播都市計画事業高田井土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知は、送付したが受領を拒まれ、又は送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を左記のとおり公告する。

記

一　権利者氏名　被相続人　遠藤　ぬい　相続人　兵庫県加古川市神野町西条五八九番地の六メープル・ガーデン二〇二号　皆吉　忠則

従前の土地

西脇市高田井町字芝ノ下七三七番三　地目　宅地　登記面積　一五二．〇六㎡

西脇市高田井町字芝ノ下七三九番　地目　宅地　登記面積　一〇九．〇九㎡

換地後の土地

西脇市高田井町字矢筈一〇一八番　地目　宅地　登記面積　三一〇．二二㎡

徴収清算金　四六、五一五円

二　権利者氏名　被相続人　髙瀬　昭二　相続人　東京都杉並区永福三丁目一七番一一号クリスタルテラス一〇二　髙瀬　明美

㈠　従前の土地

西脇市高田井町字北畑五五〇番一　地目　宅地　登記面積　一一六．二八㎡

換地後の土地

西脇市高田井町字矢筈一一七番　地目　宅地　登記面積　二〇四．一四㎡

徴収清算金　八、一五九円

㈡　従前の土地

西脇市高田井町字南山ノ下五六三番三四　地目　田　登記面積　三七〇㎡

換地後の土地

西脇市高田井町字矢筈一〇八五番　地目　宅地　登記面積　三〇五．六九㎡

交付清算金　五、二二九円

㈢　従前の土地

西脇市高田井町字南山ノ下五六七番　地目　田　登記面積　三四〇㎡

換地後の土地

西脇市高田井町字矢筈一〇八六番　地目　宅地　登記面積　二八〇．九〇㎡

交付清算金　四、八九三円

㈣　従前の土地

西脇市高田井町字南山ノ下五六八番一　地目　宅地　登記面積　四六．二八㎡

西脇市高田井町字南山ノ下五六八番二　地目　宅地　登記面積　一二七．九六㎡

西脇市高田井町字南山ノ下五六九番一　地目　宅地　登記面積　八〇．七二㎡

西脇市高田井町字南山ノ下五六九番二　地目　宅地　登記面積　一二七．四七㎡

西脇市高田井町字南山ノ下五七〇番　地目　宅地　登記面積　三六八．五九㎡

換地後の土地

西脇市高田井町字矢筈一〇八七番　地目　宅地　登記面積　七二三．八四㎡

交付清算金　一六、七一六円